

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年5月15日

今治市サイクルシティ推進協議会  
会長 土居 忠博



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度 IMABARI REHELM プロジェクト推進業務委託

#### (2) 業務の目的

本事業は、サイクルシティ今治において役目を終えた自転車用ヘルメットを回収し、プロジェクトのシンボルとなる都市ファニチャーへ再資源化（アップサイクル）することで、資源循環の推進と自転車の安全文化を可視化するとともに、しまなみ海道を擁する国際的な自転車都市である今治市の取組として象徴的な公共空間を創出し、令和9年5月に愛媛県で開催される自転車国際会議「Velo-city 2027 Ehime」に向け、世界に向けた発信力の強化を図ることを目的とする。

そこで、令和7年度に実施したロゴ制作、素材開発及び廃材回収の成果を踏まえ、令和8年度はプロジェクトの本格的な情報発信フェーズとして、シンボルとなる都市ファニチャーの製作やプロモーション動画の制作を行い、プロジェクト全体のブランディング監修を行う。

#### (3) 業務内容

- ア プロジェクト全体のブランディング監修及びディレクション
- イ プロジェクトのシンボルとなる都市ファニチャーの製作及び設置
- ウ プロモーション動画の制作

詳細は、別紙「令和8年度 IMABARI REHELM プロジェクト推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

## 2 見積限度額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団に該当しない者
- (4) 法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- (5) 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)に該当しない者
- (6) 法第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (8) 令和8年度 IMABARI REHELM プロジェクト推進業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績(実施中のものも含む。)を有する者

## 5 担当部署

今治市サイクルシティ推進協議会

事務局：今治市 総合政策部 交流振興局 サイクルシティ推進課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1547（直通）

FAX：0898-32-5211

E-MAIL：cyclecitcity@imabari-city.jp

## 6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

## 7 実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月28日（木）午後5時15分まで  
ただし、窓口での配布は、配布期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 配布場所

ア 窓口又は郵送

前記5「担当部署」

イ ホームページ

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/cyclecity/>

### (3) 配布方法

ア 窓口又は郵送

実施要領、仕様書及び関係書類を1者に1部配布するものとします。

なお、郵送を希望する場合は、料金着払いの小包扱いとするものとしま  
す。

イ ホームページ

前記(2)のイのホームページからダウンロードするものとします。

## 8 参加表明

### (1) 提出期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月28日（木）午後5時15分まで（必着）  
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午  
前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 提出場所

前記5「担当部署」

### (3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 実績調書（様式第3号）

### (4) 提出部数

1部

### (5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残  
る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議  
を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

## 9 企画提案書の提出

### (1) 提出期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月15日（月）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 提出場所  
前記5「担当部署」
- (3) 提出書類  
ア 企画提案書提出届（様式第6号）  
イ 企画提案書（任意様式）  
ウ 参考見積書（様式第7号）  
エ 業務実施予定体制（様式第8号）
- (4) 提出部数  
ア 正本1部（前記提出書類アイウエ）  
イ 副本7部（前記提出書類イ）
- (5) 提出方法  
提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

## 10 選定方法

選定は、令和8年度 IMABARI REHELM プロジェクト推進業務委託プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定します。

- (1) 第1次審査（書類審査）  
提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による選定を実施することがあります。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）  
第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」の審査項目（2）企画提案力の得点の高い順を上位とし、同項目の得点と同じ場合は、見積金額が最も安価な者を上位とします。  
なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。
- (3) 参加者が1者の場合は、委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

## 11 選定結果

### (1) 第1次審査

選定結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びヒアリング等を実施する旨を、書面により通知します。

### (2) 第2次審査

選定結果を書面により第2次審査の参加者全員に通知します。

## 12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

(5) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合

(6) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

(7) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(8) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 13 その他

### (1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市サイクルシティ推進協議会に請求することはできません。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。